（問う　2016参院選：4）安全保障、身近な脅威へ議論を

朝日新聞 2016 年 6 月 29 日

国会内の怒号、外を取り巻く若者たちのデモ。昨年９月、国中が騒然とするなかで、安全保障関連法が成立した。あれから９カ月余り。果たして日本は安全になったのか。

参院選公示日の２２日、おりしも北朝鮮が弾道ミサイルを発射した。安倍晋三首相は同日の演説で、こう語った。「平和安全法制（安保法）によって、日米は今まで以上に力をあわせることができるようになり、ミサイル発射に備えることができた」

確かに、安保法の前提となった日米ガイドラインで、日米はより緊密に連絡を取るようになった。

ただ、北朝鮮は法成立後も、弾道ミサイルの発射を繰り返し、その頻度は成立前より増している。「どうしたら北朝鮮を止められるか」という根本的な問題は残ったままだ。

それは中国の海洋進出についても言える。

６月上中旬、中国の軍艦が尖閣諸島を含む沖縄県や鹿児島県沖の領海や接続水域に３度入った。日本の沿岸を中国の軍艦が航行するというかつてない異常事態だ。海上自衛隊幹部は「中国軍艦が領海を突っ切ることまでは想定していなかった」と驚きを隠さない。

安保法の国会審議で残念に思っていたことがある。こうした身近な脅威への議論が不足していたことだ。

安倍政権は集団的自衛権を行使できるようにすることや、世界中に自衛隊の活動を広げることに安保法の重点を置いた。野党の追及も勢い、そこに集中し、身近な安全に関する議論は手薄になった。安倍政権が安保法に計１１本もの法律を詰め込み、一度の国会で強行して成立させたことも、国会での議論を拡散させた。

特に、尖閣諸島周辺などを想定し、戦争（有事）とまでは言えないが、警察や海上保安庁では対応し切れないグレーゾーン事態（準有事）にどう対処するか。野党は法案を出したが、与党は相手にしなかった。それゆえ、事態をエスカレートさせずに相手を退かせる戦略は深まらなかった。

首相は安保法によって「日米の絆」が強まり、「抑止力が高まった」と強調する。しかし、一連の事態は、安保法による軍事的な抑止力には限界があり、外交を含めた多角的な取り組みが必要であることを示している。

首相は安保法で、政府が長年「違憲」とした集団的自衛権の行使を認めるため、憲法解釈を変えた。安保法では自衛隊の活動範囲が広がり、隊員が危険にさらされるリスクも増す。こうした大きなコストを払う一方で、身近な脅威に十分備え切れないことを、どう考えるのか。野党は同法の廃止を主張しているが、身近な安全をどう守るのか。そこを語るのが国民の疑問に答えることではないか。

（政治部次長・伊藤宏）

＝終わり

（政策を問う　2016参院選：3）「復興拠点」進まぬ帰還　大熊に東電社員らの「街」

朝日新聞 2016 年 6 月 29 日

東京電力福島第一原発から南西に約１０キロ。事故から５年余り無人だった福島県大熊町の大川原地区に、２階建て集合住宅の建設が進む。東電の社員７５０人の社宅だ。すべて単身者用のワンルーム。２２日、内装の整った棟に洗濯機が運び込まれていた。夏から社員の引っ越しが始まる。

「ここでなら２、３年後には商売ができるかもしれない」。事故前に大熊町で喫茶店を営んでいた武内一司さん（６３）は、地区の復興に期待する。一度は避難先の会津若松市で喫茶店を再開したが、採算がとれず店をたたんだ。「もっとも、子どもや孫は連れてこられないけどね」

大川原地区はかつて１４０世帯、４００人ほどが暮らす田園地帯だった。事故で放射線量が高まり、立ち入りが日中だけ許される「居住制限区域」だ。本来、避難指示の解除まで人は住めないが、国は特別に東電社員の居住を認めた。

水素爆発した原発を３基抱え、「帰還不能」とも言われた大熊町。その一角に東電社員や廃炉作業員らの「街」を築くことで、「町民の帰還を促し、原発事故からの復興の象徴にしたい」（経済産業省幹部）とのねらいがある。

宅地や農地の除染は、通常の２倍近い深さまで表土をはぎ取った。現在、線量は地区のほとんどで、避難指示を解除する目安（年２０ミリシーベルト）を下回る。

社宅の近くには大手ゼネコンのプレハブの事務所が並ぶ。町内には除染だけで１日に約６００人の作業員が投入されている。町の計画では、これから復興住宅や農業用ハウスが建つ。ハウスでは来年にもイチゴ栽培を始めるという。

ただ、３９ヘクタールある地区のすぐ北は、日中の立ち入りも制限される「帰還困難区域」だ。線量は同地区より桁違いに高い。

復興庁は毎年、町民にアンケートしているが、帰還を希望する世帯は常に１割前後。その多くは、高齢者だ。４月にできたばかりの町の大川原連絡事務所で、所長の武内佳之さん（５９）は言った。「社宅ができれば人は増えますが、町の復興はまだまだ先です」

■事業、１０年で２兆円

政府は大川原地区などの居住制限区域と、線量が比較的低い避難指示解除準備区域を来年３月までに解除する方針だ。２区域にはかつて６万人近い人たちが暮らしていた。解除するには、除染だけではなく、帰還しても生活や仕事が支障なく再開できる環境整備は欠かせない。

さらに、７市町村にわたる帰還困難区域（計２万４千人）には今後、大川原のような「復興拠点」をつくり、２０２０年の東京五輪までに、一部でも解除する考えだ。政府・与党は同区域の復興のあり方を、参院選後にまとめる。

原発事故関連の復興のため、福島県を中心に投じられる国のお金は２０年度までの１０年間で、除染を除き２・１兆円に上る。

ただ、お金をかけ復興の事業を加速しても、肝心の帰還が進まない。すでに解除された自治体で、帰還した避難者の割合をみると、最高の田村市の都路地区でも６４％。経産省が「復興のフロンティア」と位置づけ、植物工場などを誘致した川内村は１８％。県立の診療所を新設した楢葉町は、町民の７％しか戻っていない。

避難自治体の復興支援に携わってきた福島大学の丹波史紀准教授（社会福祉論）は「避難先で新たな仕事を見つけたり、子どもが学校になじんだりすれば、解除されてもすぐには戻れない。避難が長引くほど、帰還をためらう条件は多様化する」と指摘する。

参院選で、福島の再生については「商業や教育、医療施設の整備」（自民）や、「除染の徹底、速やかな賠償」（民進）などにより、各党とも「復興の加速化」を進める考えだ。だが、復興のスピードに、住民の帰還が追いついていないという懸念に対しては、どこも答えを見いだせないでいる。（編集委員・大月規義）

■震災復興・福島再生をめぐる各党の公約

＜自民＞　復興の加速で「新しい東北」の実現。避難生活の長期化などを踏まえ、商業や教育、医療施設を整備して地域社会を再生

＜民進＞　全額国費負担を原則に新たな課題に対応。福島再生は、除染の徹底、速やかな賠償で生活再建を進める

＜公明＞　帰還困難区域も地元の意向に沿った復興策の検討を加速し、帰還の環境整備を進める

＜共産＞　被災者生活再建支援法の（住宅の）支援金を３００万円から５００万円に引き上げ、対象を半壊などに広げる

＜おおさか維新＞　巨大なコンクリート防潮堤などのハード偏重から、ソフト重視の復興支援策へ転換

＜社民＞　「人間の復興」を目指し、被災者らにきめ細かな生活支援。避難所や仮設住宅での孤独死、関連死をなくす

＜生活＞　東日本大震災、熊本地震の復興を加速させ、一日も早い生活再建を促進する

＜日本のこころ＞　東日本大震災と熊本地震の被災地復興と被災者支援に全力で取り組む

＜改革＞　放射線量が年１ミリシーベルト超の地域に「移住・引っ越し」の権利を。福島第一原発の１０キロ圏は国家が管理

（問う　２０１６参院選：２）憲法改正、「ブレーキの役割」は

朝日新聞 2016 年 6 月 27 日

日本国憲法が公布された１９４６年１１月３日に当時の第１次吉田茂内閣が発行した、冊子「新憲法の解説」に参議院の役割がこう書かれている。

「衆議院の多数党が党利党略にかられて横暴を極めたり、一院制に近い権限をふるって、ともすれば軽率過激にわたる議決をせんとする際……是正するブレーキの役割をつとめる」

戦後２４回目の参院選を迎えた。「ブレーキの役割」を、改めて考えてみたい。

自民、公明の与党は２０１２年、続く１４年の衆院選で「３分の２」超の議席を獲得した。参議院が反対しても、「３分の２」以上で再議決をすれば、どんな法案も通せる圧倒的な「数の力」だが、現状では参院が「ブレーキ」となり、できないことがある。

憲法改正案の発議だ。

今回の選挙結果によっては、それをも可能とする力を与党中心の改憲勢力に与えることになる。歴史的な意味を持つ選挙である。

権力を縛る憲法と「数の力」が正面からぶつかったのが、昨年９月に成立した安全保障関連法制だ。

安倍政権は、安保法をつくるため、集団的自衛権は憲法９条の下では行使できないとしてきた長年の政府見解を、百八十度覆した。法律専門家らの「憲法違反」とログイン前の続きの指摘や、国会前や街頭での市民の異議申し立ては顧みられなかった。

政権がエンジンをふかし続けた結果、立憲主義はいま、危機にある。

安倍晋三首相は２１日の党首討論で、「憲法審査会で逐条的な議論を行い、集約していく。それを国民投票で問うべきだ」と語り、参院選後に憲法が焦点となる考えを示した。一方で、首相は応援演説では憲法には触れず、争点化を避け続けている。

主権者である国民のことを、どう思っているのだろうか。

「国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する」

現憲法の前文は、政治のあり方を最終的に決める権力＝主権を持つのは国民であると宣言する。憲法はその国や社会のかたちを表すものであり、選挙後に憲法改正を持ち出すのであれば当然、選挙で主権者国民に問うのが筋ではないか。

自民党は、個人の権利より「公の秩序」を重んじ、自衛隊を「国防軍」に改め、権力の縛りを緩める改憲草案を用意している。

日本国憲法の下で戦後築き上げてきた社会を、次世代にどのようなかたちで引き渡していけばよいのか。そのために、「数の力」をさらに強めるのか、いったんブレーキを利かせるのか。主権者たる私たち一人ひとりが、重い選択の責任を負っている。（編集委員・豊秀一）

（問う　２０１６参院選：１）アベノミクス、警報欠いたまま

朝日新聞 2016 年 6 月 26 日

経済政策アベノミクスを語ると安倍晋三首相は雄弁だ。税収増、雇用改善、賃金上昇すべて「アベノミクスの果実」と言う。２１日に開かれた日本記者クラブでの党首討論会。野

党からいくら批判を浴びても、首相は成果を誇り続けた。

「果実」の源は史上空前の金融緩和に支えられた円安、それに海外からの投資マネーを呼び込んだ株高だった。首相は参院選の勝機もそこに見いだし「アベノミクスのエンジンを最大限にふかす」と宣言した。

だがその裏側にある財政と金融政策の危うさに一切触れようとしない。本来は危機時の緊急措置だった異常な金融緩和に終わりは見えず、それに支えられた政府の借金膨張も止まらない。このままではいずれ国債や円が暴落しかねない。

アベノミクスは、中央銀行が大量のお金を刷って財政を助ける禁断の財政ファイナンスに近い。一見、安上がりだが、将来世代の負担をあてこんで需要を先食いしているようなものだ。

それでも朝日新聞による直近の世論調査では、アベノミクスの評価は「成功」「失敗」どちらも４６％で拮抗（きっこう）する。リスクを感じていない国民が多いのは、財政の先行きを案じるあらゆる警報装置が正常に作動してログイン前の続きいないからではないか。

例えば国債市場である。借金財政がひどくなれば国債が値崩れし、財政への警鐘となる。ところが日本銀行が大量の国債を買い支える現状では、借金を積み上げても高値は崩れない。

今月初め、日本商工会議所の三村明夫会頭は会見で消費税率１０％への引き上げの再延期について「もし２年半先に上げられないようなら日本はおそらく財政的に破綻（はたん）する」と語った。もっともな指摘だ。だが財界でそういう声が広がらないのは、安倍１強政治のもとで「政権批判はご法度」という空気が強いからだ。

英国ショックが伝えられた２４日、市場は荒れに荒れた。円相場は一時、日銀の異次元緩和が始まった３年前の水準近くまで円高になり、株価は直近のピークから３割近く下げた。円安と株高に頼ってきたアベノミクスの３年半は、いま振り出しに戻ろうとしている。

国民の将来不安の解消には社会保障の立て直しが必要だ。当然、負担増や歳出改革も避けて通れない。アベノミクスは結局、そうした地道な取り組みの時間を奪ってきたのではないか。

今も与野党すべてが消費増税の先送り、または凍結を主張している。いずれも都合の悪い現実に目をつむり問題を先送りしている。

警報を欠いたまま加速されるアベノミクス。「この道」の先がいかに危ういか。まず、そのことを知っておかねばならない。

（編集委員・原真人）

◇

（憲法を考える）自民改憲草案・義務：上　権利に条件、「国家の従業員」か

朝日新聞 2016 年 5 月 25 日

自民党憲法改正草案と現行憲法を比べると格段に増えているものがある。個人に課される「義務」の数だ。

現憲法が定める国民の義務は「勤労」「納税」「子女に普通教育を受けさせる」の三つ。伊藤真弁護士はこう解説する。

「憲法は国民の権利を守るための法なので、本来、義務を入れる必要は全くない。それでも主権ログイン前の続き者たる国民が国を維持し、次の世代に引き継いでいくために、主権者の責任として、この三つを義務としているのです」

だが草案を見ると、「国民は、〇〇しなければならない」との条文が新たに置かれたほか、もっと直接的に「住民は、その属する地方自治体の役務の提供を等しく受ける権利を有し、その負担を公平に分担する義務を負う」（草案９２条２）などとする条文も新設された。

なぜこれほど、義務が前面に出てくるのだろうか。

自民党の憲法改正推進本部長を務めた船田元・衆院議員は、自身のホームページに「現行憲法の欠陥のひとつとして、権利に比べて義務の記述が少ないと言われている」と記す。安倍晋三首相も、第１次政権の２００６年、教育基本法改正の議論に絡み、国会で「自由に対しての責任、権利に対しての義務、そうしたものもしっかりと子どもたちに教えていく必要がある」と述べている。

世耕弘成内閣官房副長官はさらに直接的だ。

野党時代の１２年、「東洋経済」で生活保護の給付水準引き下げについて、「見直しに反対する人の根底にある考え方は、フルスペックの人権をすべて認めてほしいというものだ」「（生活保護受給者は）税金で全額生活を見てもらっている以上、憲法上の権利は保障した上で、一定の権利の制限があって仕方がない」と述べた。

工業製品の性能を意味する「スペック」という言葉で、人権を表現する感覚。人権を認めて欲しければ、まず義務を果たせ――。草案に感じる息苦しさの正体は、義務の数の多さではない。いつの間にか、義務を果たすことが、権利を行使することの条件にすり替えられてしまっていることにこそある。

敗戦翌年の４６年。後に自民党総裁から首相になる石橋湛山は、現行憲法の草案要綱を見て「（国民の）義務を掲げることが非常に少ない」と批判した。

なぜか。

「（国家を営む）経営者としての国民の義務の規定に注意が行き届いていない憲法は、真に民主的とはいえない」

現憲法の義務の少なさを問題視する点は、いまの自民党と同じだ。

だが石橋は、天皇主権の明治憲法下にあった１９１５年当時でさえ「(国家の）最高の支配権は全人民にある」と書いている。「フルスペックの人権を認めてもらいたければ、まず義務を果たせ」と、上から国民に迫る昨今の政治家の姿勢とは明確な一線を画す。

自民党の改憲草案のもとでは、国民は「国家の経営者」ではなく「国家の従業員」に成り下がってしまうのではないか。

そんな疑問を携えて、長野県の人口５千人の村に出かけた。日の丸に一礼しない村長に、会ってみたいと思った。
（藤原慎一）

（憲法を考える）自民改憲草案・義務：中　空気読み黙る「和」、いまも

朝日新聞 2016 年 5 月 26 日

長野県の山あいにある人口約５千人の中川村。小・中学校の卒業式や入学式では、壇上に日の丸が掲げられる。ただ、曽我逸郎村長（６０）が一礼することはない。

どうしてですか？

「『国旗には黙って敬礼せよ』という空気が嫌だからです。嫌だと自由に表明できてこその民主主義だと思います」

国旗・国歌についてログイン前の続き、自民党憲法改正草案は、現行憲法にはない規定を新たに設けている。

「日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない」

草案のＱ＆Ａ集は「国旗・国歌をめぐって教育現場で混乱が起きていることを踏まえ、規定を置くこととした」と記す。

東京や大阪などでは、卒業式で、君が代の起立斉唱を拒んだ教員が懲戒処分を受けた。国旗掲揚や国歌斉唱をしない国立大学が国会で問題視されたことも記憶に新しい。

国の方針は明確だ。小中高校には学習指導要領で「入学式や卒業式などでは国旗を掲揚し、国歌を斉唱するよう指導する」。国立大については、安倍晋三首相が昨年の参院予算委で「新教育基本法の方針にのっとって、正しく実施されるべきではないか」と答弁している。

日の丸を掲げお辞儀をする。

君が代を大きな声で歌う。

草案が想定する「尊重」は、おそらくこういうことだろう。

しかし曽我さんは憤り、危惧する。「政治家によって、憲法や国旗・国歌が国民を服従させるための道具にされている」と。「型にはまった思考や行動様式を押しつけられ、自由にものが言えない社会で、どうしてのびのび暮らせるでしょうか」

曽我さんが草案越しに見ているのは、戦中のこの国だ。思考も行動も型にはめられ、若い兵隊を突撃させて華々しく死なせることが目的化してしまった。国をあげて称揚された「和」とは結局、国民が世間の空気を読んで黙ることでしかなかった。

日本の立憲主義は、そうした戦争の記憶と傷痕の上に立つ。

その要諦（ようてい）は、憲法で権力を縛り、人々が自由に意見を述べ、批判し合える空間を確保することだ。

だが、空気を読んで黙ってしまう感じは、今も身の回りにあふれている。東日本大震災のあと。東京五輪招致に際して。国や国民が「一丸」となることを求められ、「ちょっと待って」と異論を差し挟むことすらためらわせる、同調圧力。

なるほど、草案には国旗・国歌を「尊重しなければならない」としか書いていないし、Ｑ＆Ａ集も「国民に新たな義務が生ずるものとは考えていない」と説明する。

しかしどうだろう。草案の前文に盛り込まれた「日本国民は……和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」の一文。和を尊ぶことと和を乱す者への嫌悪は裏表だ。

憲法に「和」と国旗・国歌の尊重がともに書き込まれた時、どういう響き合いをするだろう。曽我さんのような人が「のびのび暮らせる」社会は、保たれるのだろうか。
（藤原慎一）

（憲法を考える）自民改憲草案・自由：下　自分の自由、吟味する覚悟も

朝日新聞 2016 年 5 月 21 日

２０１５年１月、パリ中心部の共和国広場に、無数の声が響き渡った。

イスラム教の預言者ムハンマドへの風刺画などで知られる週刊新聞社が、イスラム過激派によって襲撃され、１２人が死亡したテロ事件。市民たちは抗議の意思を「リベルテ」の言葉に託し、練り歩いた。その数はログイン前の続きパリだけで１２０万人以上。１９４４年、第２次世界大戦中の「パリ解放」以来の大行進だった。

怒りと高揚が渦巻く中、うつむき立っている女性の姿が、取材中の私の目に留まった。

友人に誘われてきたというパリ郊外在住のドルカス・マキーヤさん（２５）。なぜ参加したのか尋ねると、テロへの抗議、言論の自由の大切さをよどみなく語り、少し間をあけて、付け加えた。「私はイスラム教徒。この状況で、参加を断れないでしょ」

自由という理念は輝かしいし、なんだか人をワクワクさせる。ただ同時に、ある人の自由が、他人の自由を侵したりする場合もあることを私たちは経験的に知っている。自分が大事に思う価値や権利を主張することが、他人のそれを抑圧したり、侵害したりしていないか？

私の自由と、他人の自由。それがぶつかったときの調整弁として、現行憲法が設けているのが「公共の福祉」だ。１３条は、自由については国政上、最大の尊重を必要とするが、「公共の福祉に反しない限り」との条件をつけている。

だが、調整はなかなか面倒だ。２００４年、自民党憲法調査会憲法改正プロジェクトチームの議論では「こういう風にものを考えれば幸せになれる、ということを国に規定してほしいと多くの国民は願望しているのでは」と発言した議員もいた。

経済的自由が行き過ぎた結果としての格差拡大が問題視されたり、表現の自由の名の下でのイスラム教への風刺が強い批判にさらされたり。昨今、とかく自由は分が悪い。自民党改憲草案にあるように、自由より「公の秩序」を優先した方がいい。その主張に同意しないまでも、ひかれる人は多いと思う。「こうしなさい」と誰かに決めてもらった方が、正直楽だ。「公の秩序」を優先して、ややこしい問題が解決するなら結構なことではないか。

しかし、法哲学者の井上達夫・東大教授は「『公の秩序』に委ねたところで問題は解決しない」と指摘する。

「自由への不信の根幹にあるのは、自由の主張が他者への不正な支配に転化することへの怒りや反発です。自由を主張する者が、同じく自由を求める他者の視点からでも、それを正当化できるか、批判的に吟味し続けるしか、自由を守ることはできません」

なんとも面倒くさい。でも、時にぶつかりながら、自分と他人の自由に折り合いをつける面倒くささを個々人が引き受ける以外に、自由な世界を成り立たせるすべは、おそらく、ない。

自由には責任が伴う。自民党改憲草案１２条の言葉が、そのような意味で用いられるのであれば、正しい。（高久潤）